汚水処理施設保守点検業務委託契約書(案)

- 1 業務の名称 汚水処理施設保守点検業務委託
- 2 業務の内容 別紙仕様書のとおり
- 3 契約の金額 金 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 委託期間 令和 年 月 日から令和8年3月31日まで
- 5 契約保証金 金 円也

上記の業務について、委託者 福島県(以下「甲」という。)と受託者 (以下 「乙」という。)とは、次の条項に定めるところにより、委託契約を締結する。

(総則)

- 第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の期間中、頭書の金額をもって頭書の業務を 実施するものとする。
- 2 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、乙は、甲の指示に従 うものとする。

(受託者の善管注意義務)

第2条 乙は、善良な管理者としての注意をもって受託業務の遂行に当たらなければならない。特に、従業員の行為、身元、風紀、規律、衛生等に関して一切の責任を負うとともに、甲が不適当と認める従業員を業務に従事させてはならない。

(誠実履行の原則)

第3条 乙が業務を履行するに際し、甲の指示に従うことは勿論、甲も乙と協力し、互いに信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(業務の実施)

- 第4条 甲は、業務の実施に関し、乙に必要事項を指示することができるものとする。
- 2 乙は、業務の実施に当たり、甲の指示を必要とする場合、その都度甲の指示を受けなければならない。

(履行の確認)

- 第5条 乙は、別紙仕様書に基づき、業務内容について甲の確認を受けなければならない。
- 2 前項の確認の結果、乙の業務内容が著しく適正を欠く場合は、甲は乙に対し速やか に業務内容の補正を命ずるものとする。
- 3 前項の補正に要する経費は乙の負担とし、当該補正に係る確認については第1項の 規定を準用する。

(委託料の請求及び支払)

第6条 乙は、業務内容について前条第1項の確認の結果適正であるとされたときは、 速やかに適法な請求書により委託料の支払いを甲に請求する。 2 甲は、前項の規定による支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う ものとする。

(遅延利息)

第7条 甲は、正当な理由なく前条第2項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日から支払をする日までの日数に応じて当該未払代金に対して年2.5パーセントの割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を支払うものとする。

(乙の損害賠償)

第8条 業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき事由により甲及び甲の財物又は甲の職員に損害(第三者に与えた損害を含む。)を与えたときは、その損害は乙が賠償するものとする。ただし、天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことのできない事由により生じた損害はこの限りでない。

(契約の解除)

- 第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙が契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙が正当な理由により契約の解除を申し出たとき。
 - (3) 前2号のいずれかに該当する場合を除くほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができない場合、又はそのおそれがある場合。
 - (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団 員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められ る者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公 安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に業務委託料債権を譲渡したとき。
 - (5) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与してい

ると認められるとき。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する などしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると 認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該 当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アから才までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手 方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の 解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 甲は、前項各号のいずれかに該当しない場合であっても、やむを得ない事由がある ときは契約を解除し、又はその履行を中止させ、若しくはその一部を変更することが できる。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。
 - (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務 について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(契約の変更)

- 第11条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一部中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。
- 2 この契約書の規定により、乙が追加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に 甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙が協議して定める。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、甲の承諾なしに、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は担保に供してはならない。

(談合による損害賠償)

- 第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第9条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
 - (1) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、同法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、同法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、 甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合においては、 その超過分に対して乙に賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密の保持)

- 第14条 乙は、業務遂行上知り得た甲又は甲の関係者の秘密を他に漏らしてはならない。 (個人情報の保護)
- 第15条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、 必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第17条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関して は、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所 福島県相馬市原釜字大津183

甲

氏 名 福島県 福島県相馬港湾建設事務所長 玉應 隆史 印

住 所

 \angle

氏 名

印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目 的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。
- 2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその 在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しては ならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。 (収集の制限)
- 第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 (目的外利用・提供の禁止)
- 第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を 契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。 (安全管理措置)
- 第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人 情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

- 第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)について、甲の指定する場所で行わなければならない。
- 2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は

消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、 この限りでない。

- 2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する 場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければなら ない。
- 3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の 消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、 確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

- 第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を 講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。 (調本監督等)
- 第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。
- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な 指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

- 第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。
- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約 により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければ ならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならなない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責め に帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事 故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は 遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。